

子育て支援パートナーズ・プロジェクト 会則

(名称)

第1条 この会則は、子育て支援パートナーズ・プロジェクト〔キッズサポートパートナーズプロジェクト・Kids Support Partners Project /KSPP〕（以下「本プロジェクト」）の運営に関して必要な事柄を定める

(目的)

第2条 本プロジェクトは、楽しく子育てが出来ることを目的に、子育て家庭に経済的支援を行い、もって育児にかかる経済的負担の軽減並びに児童の健全な育成をはかる

(事務局)

第3条 本プロジェクトに次の事務局を置く

事務局 NPO 法人中国四国小児外科医療支援機構
子育て支援パートナーズ・プロジェクト (KSPP)
代表 青山興司
住所 701-1192 岡山県岡山市北区田益 1711-1
国立病院機構岡山医療センター小児外科内
電話 086-294-9911 (Ex. 8002 ; 後藤隆文)
Fax 086-294-9255 (後藤隆文宛)
E-mail :k_aoyama1101@yahoo.co.jp (青山興司宛)

2 事務局は、本プロジェクトの庶務を処理する

(事業の内容)

第4条 本プロジェクトの会員は、第2条の目的を達成するために次の事業を実施する

- (1) 子育て支援パートナーズの普及促進並びに推進活動
- (2) 従業員へ子育て支援手当の支給
- (3) その他必要な事項
必要書類の提出等

2 子育て支援手当の支給対象となる要件、手当の額は当分の間次のとおりとする

- (1) 義務教育修了前の子を3人以上養育する職員
- (2) 支給対象児は、義務教育修了前の第3子以上の子
- (3) 支給額は対象児一人当たり月額20,000円とする
3名の場合は月額20,000円、4名の場合は月額40,000円、5名の場合は月額60,000円とする。それ以上も子の人数に応じて対応する

3 子育て支援手当の金額は前項第3号の規定を下回る金額も可能とする。ただし、その場合は本プロジェクトが認定する事業以外のものとし、関係用品等（別記）は提供しない

(加入)

第5条 本プロジェクトの活動に賛同する者は加入することができる

2 本プロジェクトの事業に加入しようとするものは、必要書類を付けて事務局に提出

するものとする

- 3 事務局が本プロジェクトに適合と判断した場合は、会員として認定する
- 4 加入期間は、2年間とする。ただし、2年ごとの認定証であるため、加入時期によつては認定期間は2年未満の事もあり得る。満了後も加入申込書を提出し引き続き加入することができる

(会員)

第6条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本プロジェクトの目的に賛同して入会し、第4条第1項及び第2項各号の基準を満たすもの
 - (2) 賛助会員はこのプロジェクトに同感し、金銭的・人的援助を行ったもの
- 2 事務局は、新たに加入した正会員に関係用品等を提供する
 - 3 正会員は、提供されたワッペンを外部から見えやすいところに表示するものとする

(会費)

第7条 正会員の会費は当面徴収しない。賛助会員からの資金援助は隨時可能とする

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす

- (1) 会社が倒産したとき
- (2) 子育て支援費の支給が止まったとき

(事業報告書)

第9条 事務局は、毎事業年度ごとに事業報告書を作成する

(事業年度)

第10条 本プロジェクトの事業年度は、2年毎とする

2013年4月1日に始まり、2015年3月31日に終わる

以後も2年毎とする

附 則

この会則は、2013年4月1日から施行する。

別 記

- | | |
|------|--------------------|
| 関係用品 | 1 子育て支援パートナーズ 認定証 |
| | 2 ワッペン 大2 小5 |
| | 3 キッズサポートパートナーズ 会則 |
| | 4 その他 |